

## 個別面談及び同意取得の状況報告

第2回総会（令和7年4月22日）以降、事業に関する個別面談を行い、事業計画（案）と定款（案）に基づく土地区画整理事業の実施に対する同意書を収集してまいりました。

個別面談の実施状況につきましては、2025年7月30日時点で対象者46名に対し、46名全員の方と面談を行うことができました。ご協力いただきました皆様、誠にありがとうございました。

個別面談の中で、皆様から頂戴したご意見につきましては、事業関係者と共有のうえ対応を検討いたします。

同意取得状況につきましては、2025年8月26日時点で、法定要件を満たしており、いよいよ事業の実施へ向け、大きく進み出します。

2025年10月頃には、土地区画整理組合設立認可の申請を茨木市に提出する予定としています。

今後も、事業についてご不明点があればお気軽に事務局までお問い合わせください。

## 第3回総会のお知らせ

この度、組合設立認可申請の法定要件を満たしたため、第3回総会を開催します。内容は、組合設立認可を申請することについて総会の議決を求める予定としています。

なお、本総会は準備組合員の過半数の出席（委任状による出席含む）により成立します。

お忙しい中大変恐縮ではございますが、同封しております総会開催のご案内及び出欠確認・委任状をご確認の上、ご出席もしくは委任状のご提出を返送期限内にお願いいたします。

### 第3回総会

開催日時：令和7年10月23日（木）18：00～

場 所：茨木市文化・子育て複合施設 おにクル7階 会議室2

内 容：議決事項 事業計画及び定款の軽微な変更並びに組合設立認可申請について  
説明事項 今後のスケジュールについて 等

※内容につきましては、今後変更する可能性があります。

# 施行地区となるべき区域の公告を実施しています

## ○区域の公告とは？

土地区画整理法第19条に基づき、土地区画整理事業の認可手続きの一環として実施するものであり、施行地区となるべき区域に入る土地所有者及び借地権者を確定させるために行うものです。

彩都東部地区D-1区域土地区画整理準備組合では、組合設立認可申請に向けて、区域の公告を茨木市に申請しています。

内容は、市役所審査指導課窓口でご確認いただけます。

### 《縦覧期間》

2025年8月20日（水）～



9月2日（火）

### 《縦覧場所》

・茨木市役所 審査指導課

■発行：彩都東部地区D-1区域土地区画整理準備組合

■事務局：（窓口）株式会社フジタ 西日本開発事業部 地域開発推進第二部 担当：<sup>あさい</sup>浅井、<sup>にしむら</sup>西村、<sup>てらさわ</sup>寺澤

☎：070-7605-3891（寺澤）